

会員各位

## 定款細則，形成外科領域専門医制度細則，皮膚腫瘍外科分野指導医 施行細則の改定について

2016年7月  
一般社団法人 日本形成外科学会  
理事長 細川 互  
制度検討委員会  
委員長 仲沢 弘明

2016年4月14日の通常総会にて定款細則，形成外科領域専門医制度細則，皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則の一部が改定されましたので，ご報告いたします。

### 定款細則

改正理由：会員資格停止処分を迅速に行うため。	
改正前	改正後
第4章 会員資格停止について 第8条 刑法犯に該当する行為を行った会員や悪質な行為により行政処分を受けた会員に対して理事長は理事会の承認を得たうえで一定期間その会員の資格停止処分を課することができる。	第4章 会員資格停止について 第8条 刑法犯に該当する行為を行った会員や悪質な行為により行政処分を受けた会員に対して理事長は <u>メール理事会等にて</u> 理事会の承認を得たうえで一定期間その会員の資格停止処分を <u>速やかに科することができる</u> （ <u>メール理事会は理事会運営規程第10条による</u> ）。

形成外科領域専門医制度細則

改正理由：日本専門医機構より指摘があったため。	
改正前	改正後
<p>第4章 専門医の認定を申請するものの資格 第19条（研修の条件）</p> <p>1 研修期間（略）</p> <p>ただし、大学院生、時短勤務者や非常勤医などの研修期間に関しては、週32時間（ただし1日8時間以内）以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が<u>週24時間以上32時間未満（1日8時間以内）</u>のものはその年限の3/4を、<u>週16時間以上24時間未満（1日8時間以内）</u>のものはその年限の1/2を、<u>週8時間以上16時間未満（1日8時間以内）</u>のものはその年限の1/4をカウントするものとする。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。</p> <p>2 研修施設</p> <p>形成外科専門研修については、学会が推薦し機構の認定を得た専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設とする。ただし、専門研修基幹施設で最低1年の研修を必要とする。</p>	<p>第4章 専門医の認定を申請するものの資格 第19条（研修の条件）</p> <p>1 研修期間（略）</p> <p>ただし、大学院生、時短勤務者や非常勤医などの研修期間に関しては、週32時間（ただし1日8時間以内）以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が<u>週32時間に満たなくとも、日本専門医機構（以下、機構）の形成外科領域研修委員会が認めた場合には、勤務時間に応じて分数でのカウントもあり得る。</u>研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。</p> <p>2 研修施設</p> <p>形成外科専門研修については、学会が推薦し機構の認定を得た専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設とする。<u>地域に密着した形成外科医療を研修するための地域医療研修に関しては、基幹施設や連携施設以外の施設についても専門研修プログラム内に明示した上で承認をうければ、専門研修期間内の研修として認められる。</u>ただし、専門研修基幹施設で最低1年の研修を必要とする。</p>

改正理由：取り消しに関する記載のみであるため。	
改正前	改正後
<p>第5章 専門医認定の方法 第29条（<u>専門医資格の停止および取り消し</u>）</p> <p>以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て該当する専門医を機構に報告し、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。（後略）</p>	<p>第5章 専門医認定の方法 第29条（<u>専門医資格の取り消し</u>）</p> <p>以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て該当する専門医を機構に報告し、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。（後略）</p>

<p>改正理由：平成 26 年度の試験は平成 27 年度初春に試験があるので，平成 27 年 4 月から初期臨床研修の方を指すのではないかと，そうすると旧制度の試験を受けることができるのではないかと誤解を生じやすい。誤解されないために，「平成 26 年度以前の」の部分で「平成 26 年以前に施行された」に変える必要があるため。</p>	
改正前	改正後
<p>附則 この細則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。ただし，<u>平成 26 年度以前の</u>医師国家試験合格者で平成 32 年度までの専門医申請者については平成 25 年 3 月施行された制度による。また第 32 条および第 33 条における形成外科指導医在籍の条件は平成 33 年度より適用し，それ以前は形成外科専門医の在籍で認められるものとする。</p>	<p>附則 この細則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。ただし，<u>平成 26 年以前に施行された</u>医師国家試験合格者で平成 32 年度までの専門医申請者については平成 25 年 3 月施行された制度による。また第 32 条および第 33 条における形成外科指導医在籍の条件は平成 33 年度より適用し，それ以前は形成外科専門医の在籍で認められるものとする。</p>

### 皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

<p>改正理由：分野指導医取得条件の緩和措置。</p>	
改正前	改正後
<p>第 3 章 特定分野指導医申請資格 第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは，以下の条件を満たしていなければならない。 (1) 形成外科領域専門医（暫定期間においては日本形成外科学会専門医）を取得後，日本形成外科学会認定皮膚腫瘍外科分野指導医が常勤している施設で 3 年以上の研修歴を有していること。 <u>*但し，2015（平成 27）年 3 月 31 日までの期間は，日本形成外科学会認定施設および教育関連施設における研修歴を認める。</u></p>	<p>第 3 章 特定分野指導医申請資格 第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは，以下の条件を満たしていなければならない。 (1) 形成外科領域専門医（暫定期間においては日本形成外科学会専門医）を取得後，日本形成外科学会<u>の認定施設か教育関連施設もしくは皮膚腫瘍外科分野指導医が常勤している施設</u>で 3 年以上の研修歴を有していること。</p>